

次期福岡市自殺対策総合計画の概要

1 計画策定の趣旨等

(1) 計画の趣旨

- ・福岡市の自殺者数は、全国同様に平成 10 年に急増して以降、毎年 300 人を超える高い水準で推移していたが、「福岡市自殺対策総合計画（平成 21 年 3 月策定）」に基づき、関係機関や団体と連携しながら自殺対策に取り組み、平成 22 年以降、自殺者数は概ね減少を続け、令和元年は 220 人となった。
- ・しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に増加に転じ、令和 3 年は 277 人となっている。
- ・令和 4 年 10 月、国において、これまでの自殺対策の取組みの充実に加え、近年顕在化してきた課題への対応も盛り込んだ新たな「自殺総合対策大綱（以下「大綱」という。）」が閣議決定された。
- ・福岡市においても、これまでの計画における取組みの成果と課題、新たな大綱等を踏まえ、引き続き自殺対策の取組みを推進するため、次期計画を策定するもの。

(2) 計画期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間

(3) 計画の性格

自殺対策基本法及び大綱に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を掲げ、各関係機関等の自殺対策の推進について、具体化するための行動計画として策定。

2 福岡市の自殺の現状

(1) 過去 5 年における全国・福岡市の自殺者数、自殺死亡率

	福岡市		全国	
	自殺者数	自殺死亡率	自殺者数	自殺死亡率
H29	249	15.9	20,468	16.4
H30	247	15.6	20,031	16.1
R 元	220	13.8	19,425	15.7
R 2	256	16.3	20,243	16.4
R 3	277	17.1	20,291	16.5

- ・福岡市人口は福岡県人口移動調査（10 月 1 日推計人口）、令和 2 年は国勢調査より算出
- ・自殺者数、自殺死亡率は人口動態統計

(2) 過去5年間における年代別自殺者数

		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	不詳	全体
H29	福岡市	3	28	33	66	41	37	30	11	0	249
	全国	560	2,103	2,646	3,500	3,473	3,186	2,784	2,165	48	20,465
H30	福岡市	6	23	41	58	47	32	28	11	1	247
	全国	602	2,104	2,523	3,390	3,415	2,920	2,855	2,175	47	20,031
R元	福岡市	7	24	34	30	49	30	24	22	0	220
	全国	653	2,029	2,432	3,323	3,310	2,768	2,817	2,057	36	19,425
R2	福岡市	6	46	37	52	35	38	23	19	0	256
	全国	763	2,415	2,515	3,422	3,321	2,693	2,878	2,196	40	20,243
R3	福岡市	13	41	39	52	51	33	25	23	0	277
	全国	762	2,526	2,477	3,472	3,497	2,491	2,883	2,146	37	20,291

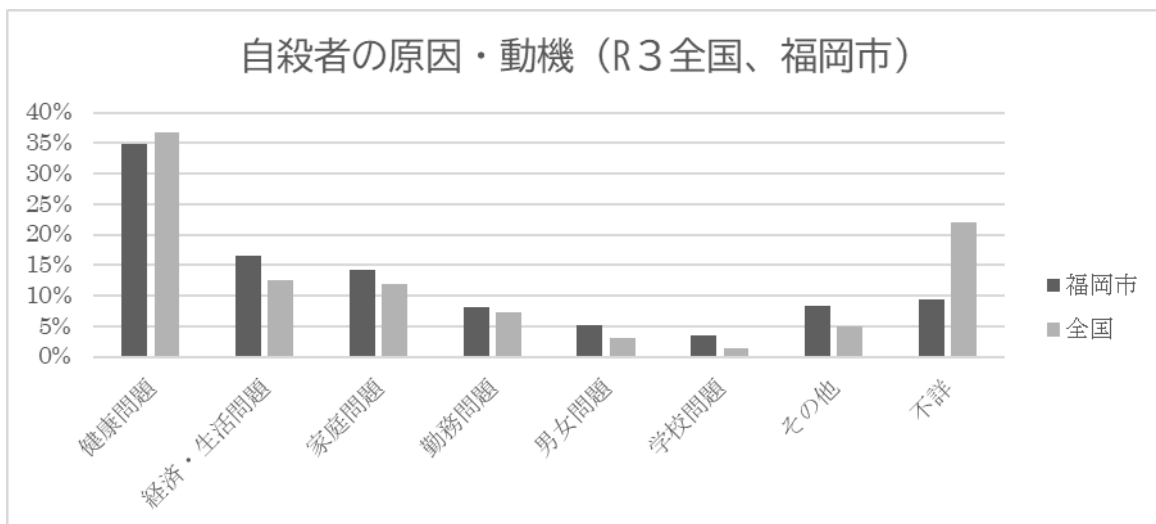
(人口動態統計)

(3) 過去5年間における男女別自殺者数

	H29	H30	R元	R2	R3
男性	154	171	145	166	165
女性	95	76	75	90	112
計	249	247	220	256	277

(人口動態統計)

(4) 原因・動機の状況 ※令和3年



3 自殺対策における課題

- ・本市の自殺者数は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を機に増加に転じていることから、各分野においてコロナ禍の影響を踏まえた対策を講じていく必要がある。
- ・いじめや不登校、コロナ禍での心のケアや貧困など、子どもを取り巻く環境が多様化・複雑化していることから、ICTを活用したSNS相談など更なる相談支援体制を充実させていく必要がある。
- ・自殺未遂者の抱える問題は多岐に渡るため、相談時の適切な課題の把握を行うとともに、必要な支援につなぐことができるよう、かかりつけ医、救急医療機関、精神科医や相談機関等の連携体制を充実させていく必要がある。
- ・コロナ禍において、特に女性の自殺者が増加していることから、妊産婦への支援をはじめ、女性特有の視点も踏まえた対策を講じていく必要がある。

4 次期計画における取組施策

(1) 取組施策

1	市民一人ひとりの気づきと見守りを促す ●自殺に関する普及啓発（自殺予防週間、自殺対策強化月間等） ●うつ病等についての正しい知識の普及
2	自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ●自殺に関連したデータ収集による実態把握と分析 ●関係機関への情報提供
3	自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る 【★重点施策】 ●様々な分野でのゲートキーパーの養成 ●自殺対策に係る人材の資質の向上及び連携強化
4	心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ●メンタルヘルスの正しい知識の普及 ●心のサポーターの養成
5	適切な精神科保健医療福祉サービスを受けられるようにする ●保健、医療、福祉、法律等の関係機関・団体の連携体制の充実・強化 ●うつ病等の精神疾患の早期発見・早期治療の促進
6	社会全体の自殺リスクを低下させる ●相談支援体制の充実、相談窓口の情報発信 ●生活困窮者、性的マイノリティの方などに対する様々な支援
7	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ 【★重点施策】 ●関係機関の連携による相談支援体制の充実・強化 ●自殺未遂者支援に係る人材の資質の向上
8	遺された人への支援を充実する 【★重点施策】 ●自死遺族に対する支援（自死遺族の集いに関する情報発信、自死遺族

法律相談等)	
9	民間団体との連携を強化する ●相談支援等を行う民間団体との連携体制の強化 ●民間団体の活動に対する広報等の支援
10	子ども・若者の自殺対策をさらに推進する 【★重点施策】 ●ICTを活用した児童生徒への相談など支援体制の拡充 ●社会生活上、困難を抱えている若者への相談支援体制の構築
11	勤務問題による自殺対策をさらに推進する ●ストレスチェック制度等による職場環境改善 ●長時間労働の是正やハラスメント防止など労働問題への対策の促進
12	女性の自殺対策をさらに推進する 【新規】【★重点施策】 ●妊産婦に対する支援の充実 ●困難・課題を抱える女性に寄り添った相談支援

(2) 数値目標

① 自殺死亡率

令和3年の自殺死亡率17.1を令和8年までに13.0以下

② ゲートキーパー養成者数

5年間（令和5年度から令和9年度）で1万人以上

(3) 進捗管理

各取組施策の進捗状況については、重点的に推進する施策を中心に、自殺対策協議会において、各関係機関・団体の取組状況を報告し、成果等を含めた評価を行っていく。